

「航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン」による宇宙線対策についての見解

2006年6月1日

日本乗員組合連絡会議
客室乗務員連絡会

1. 航空機乗務員(以下、乗務員)の宇宙線被ばく管理が実施されることは適当であると考える。

「多くの乗務員が公衆の実効線量限度(年1mSv)を超えて被ばくしていると予想される」、
「ICRP(国際放射線防護委員会)が1990年勧告において『航空機乗務員を職業被ばくの一部として含める必要がある』と勧告している」、「欧州各国がICRP勧告に基づき、乗務員の宇宙線被ばく管理を実施しつつある」、「IFALPA(国際定期航空操縦士協会連合会)が乗務員の宇宙線被ばくについての対策を求めている」などに鑑みて、我が国において乗務員の宇宙線被ばく管理が実施されることは適当であると考える。

2. 乗務員の宇宙線被ばく管理を「事業者がガイドラインを用いて自主的な取組みとして実施する」(以下「事業者自主管理」)、とすることは適当でないと考える。事業者が義務を負う「法令による管理」が適当と考える。

「新たな法制上の枠組みを設けるなどして、乗務員の宇宙線被ばくを職業被ばくと明確に位置づけて法令で規制すべきである」と主張する専門家がいることや、現に欧州ではこの問題に特化した法令を制定して管理している国があることなどに鑑みて、我が国においても「法令による管理」が「合理的でない」とは言えない。

また、私たちは、「航空経営は長年にわたって労働者の健康を軽視する施策を続けてきた」と認識している。従って、そのような事業者に対して、「拘束力のないガイドラインをもって適切な管理を期待することは適当ではない」と私たちは感じており、「『事業者自主管理』では適切な管理が実施されないのでは」と強く危惧している。

以上のことから、私たちは、乗務員の宇宙線被ばく管理は「努力目標」であるガイドラインによる「事業者自主管理」ではなく、事業者が義務を負う「法令による管理」が望ましいと考えている。

3. 「ガイドライン」に示されている「事業者が自主的な取組みとして実施すべき対応方法」については、これらを事業者が適切に実施するならば、有意義であると考ええる。

事業者による乗務員の宇宙線被ばく線量評価およびその閲覧・記録・保存の実施、宇宙線被ばくについての説明と教育の実施、太陽フレアについての対策の実施などは、私たちが求めていたものであり、内容として評価できる。

事業者が、審議会等による検討の経緯も十分に踏まえた上で、「ガイドライン」に則って適切に管理を実施するならば、私たちは、「短時間で極度に増加する宇宙線(太陽フレア)」や「無用な被ばく(安全性や快適性または燃料効率にかかわらず高高度を飛行すること等)」などを回避することが可能となり、また、各乗務員の宇宙線被ばく量およびその累積値を踏まえて、中長期的な視点で特定個人に被ばくが集中しない対策も可能となる。

4. 「事業者自主管理」とするならば、行政当局による事業者に対する適切な指導・監督が重要であると考ええる。

乗務員の宇宙線被ばく管理が「業界自主管理」として実施されるならば、航空経営の過去の施策等に鑑みて、残念ながら、その成否は行政当局の関与の度合いによって左右されることになると考えられる。従って、行政当局は事業者に対して適切な指導や監督を継続して行っていただきたい。また、事業者がこの問題に対して適切に対応しない場合は、法令による規制など、行政当局には新たな対応を検討していただきたい。

5. 新たな知見などに対応した「ガイドラインの適宜の見直し」も重要である。

今後蓄積される乗務員の宇宙線被ばくに関するデータによってこの問題に新たな対応が必要と考えられた場合、あるいは、宇宙線や放射線防護に関して新たな知見が示された場合などは、ガイドラインの見直しなど、行政当局は適切に対応していただきたい。

以上